

奈良県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、北道穂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年六月四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 恭信	葛城市北道穂四三
〃	今中 成典	〃 七二
〃	堀川 佳秀	〃 六三
〃	吉川 正典	〃 一六二―三
〃	藏田 仁	〃 五二
監事	中川 武	〃 五四―一
〃	吉村 泰祐	〃 二六五―八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 恭信	葛城市北道穂四三
〃	今中 成典	〃 七二
〃	堀川 佳秀	〃 六三
〃	吉川 正典	〃 一六二―三
〃	吉村 成広	〃 八〇
監事	中川 武	〃 五四―一
〃	吉村 泰祐	〃 二六五―八
〃	竹内 晃也	〃 一五二―一